

平成30年度京田辺市財政健全化審査意見

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区分	健全化判断比率 (平成30年度)	健全化判断比率 (平成29年度)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.80	20.00
連結実質赤字比率	—	—	17.80	30.00
実質公債費比率	3.0	4.1	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	350.0	

(注) 1 実質赤字比率欄及び連結実質赤字比率欄の「—」表記は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表している。

2 将来負担比率欄の「—」表記は、将来負担額から充当可能な特定財源等を差し引いた実質的な将来負担額がないことを表している。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成30年度決算においては、実質赤字比率は該当しない。

イ 連結実質赤字比率について

平成30年度決算においては、連結実質赤字比率は該当しない。

ウ 実質公債費比率について

平成30年度決算においては、3.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを大幅に下回っている。また、前年度(4.1%)と比べて1.1ポイント改善している。

エ 将来負担比率について

平成30年度決算においては、将来負担比率は該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成30年度京田辺市経営健全化審査意見

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

会計区分	資金不足比率 (平成30年度)	資金不足比率 (平成29年度)	資金不足比率 (経営健全化基準)
水道事業会計	—	—	20.0
公共下水道事業会計	—	—	
農業集落排水事業会計	—	—	

(注) 1 資金不足比率欄の「—」表記は、資金不足額がないことを表している。

(2) 個別意見

ア 水道事業会計について

平成30年度決算においては(3,909,805千円の資金余剰となっており)、資金不足比率は該当しない。

イ 公共下水道事業会計について

平成30年度決算においては(69,966千円の資金余剰となっており)、資金不足比率は該当しない。

ウ 農業集落排水事業会計について

平成30年度決算においては(7,338千円の資金余剰となっており)、資金不足比率は該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。